



平成 26 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者名 代表取締役社長 小倉 忠
(コード：5331、東証、名証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 財務部長 加藤博
(TEL. 052-561-7116)

日本レヂボン株式会社普通株式（証券コード 5389）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ノリタケカンパニーリミテド（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、日本レヂボン株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード番号：5389。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改定を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 買付け等の目的

① 本公開買付けの概要

当社は、平成 26 年 11 月 6 日現在、対象者株式 1,412,000 株（株式所有割合（注）にして 21.39%）を所有しております。当社は、この度、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式及び三菱商事株式会社が所有する対象者株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化する取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）対象者が平成 26 年 8 月 12 日に提出した第 58 期第 1 四半期報告書に記載された平成 26 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 6,600,000 株に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。以下同じ。

本公開買付けに際して、当社は、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との間で、平成 26 年 11 月 6 日付で公開買付け等に関する契約（以下「本公開買付不応募契約」といいます。）を締結し、三菱商事株式会社において本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。本公開買付不応募契約の内容については、後記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全ての買付け等を行います。本公開買付けにより、当社が対象者株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式及び三菱商事株式会社が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合は、原則として本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本非公開化手続き」といいます。）を実施するにあたって基準となる株式数（注）（以下「基準株式数」といいます。）以上であることを条件に、一連の手続きの実行を要請し、当社が、対象者株

式の全部（但し、対象者が所有する自己株式及び三菱商事株式会社が所有する対象者株式を除きます。）を取得することを予定しており、本取引が実行された場合、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。

（注）「基準株式数」とは、平成 26 年 11 月 6 日現在における対象者の発行済株式総数 6,600,000 株（対象者が所有する自己株式（49,327 株）を除きます。）に 66.67%を乗じた数（4,367,334 株。1 株未満は切り上げております。）から、平成 26 年 11 月 6 日提出日現在において当社及び三菱商事株式会社が所有する対象者株式の数（それぞれ順に 1,412,000 株及び 1,287,000 株）を控除した数（1,668,334 株）をいいます。

また、平成 26 年 11 月 6 日に対象者が公表した「株式会社ノリタケカンパニーリミテドによる当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこととあります。詳細は後記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」「②算定の経緯」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照下さい。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、優れた輸出用白色磁器の製造をもって我が国の貿易に寄与すべく国際貿易を理念に掲げた森村組創業者である森村市左衛門らが明治 37 年 1 月に日本陶器合名会社を創立したことに始まります。食器製造には欠かせない分散、混合、研削研磨、成形、焼成等の技術をベースに様々な分野に派生させ、今日では工業機材、セラミック・マテリアル、エンジニアリング、食器事業を柱に国内外で事業展開しています。中でも売上高の 40%以上を占める研削研磨分野の工業機材事業は、研削砥石、ダイヤモンド・CBN 工具、研磨布紙など幅広い製品を扱う総合砥石メーカーとして工業界や産業界を支えています。

対象者は、昭和 33 年に創業以来、切断砥石・オフセット砥石に代表されるレジノイド汎用砥石の専門メーカーとして事業展開しております。また海外における生産拠点として、業界に先駆けて、昭和 62 年に、タイ王国に「DIA RESIBON (THAILAND) CO.,LTD」を設立し、現在では同国における 3 工場年間約 80 百万枚の砥石を製造し、アジア、中東、ヨーロッパ各国に向け、出荷しています。

当社と対象者は昭和 48 年に対象者が、三菱商事株式会社と当社等とともに、株式会社ユニー機工を設立したことに始まり、以降、40 年を超える関係を有しております。平成 21 年 7 月には、市場外取引の方法によって当社が対象者株式 1,379,000 株（株式所有割合 20.89%、取得価格は 1 株当たり 649 円）を追加取得することにより、当社の所有株式数を 1,412,000 株（株式所有割合 21.39%）とし、対象者を当社の持分法適用関連会社として、当社と対象者の相互協力関係を発展させてまいりました。

他方、近年の砥石業界を取り巻く市場環境は、日本国内を含めた先進国市場では切断・溶接技術の高度化や設備機器の進歩による切断・研削・研磨工程の自動化が進み、汎用品の需要低下、商品の高付加価値化が求められる一方で、新興国市場では旺盛な経済発展を背景に汎用品を中心とした高成長が見込まれております。また、M&A による砥石メーカーの系列化・寡占化の動きもあり、競争環境は非常に厳しく、激しいグローバル競争の時代を迎えております。このように、市場環境や経営環境が大きく変化し、砥石業界の世界的な構造変革が動き出している中、当社は、平成 26 年 1 月ころから、対象者との今後の協力関係のあり方について、鋭意検討を進めてまいりました。その後、当社は、砥石業界において激化するグローバル競争に勝ち抜き、当社と対象者の企業価値を向上させるためには両社の資本提携関係を一層深化させて連携をより強化することが必要であると考え、平成 26 年 6 月 9 日に、対象者に対して、本取引を提案して協議を打診したところ、6 月 16 日に、対象者から検討する旨の回答を受け、本取引に関する具体的な協議を開始することになりました。さらに、当社は、対象者の今後更なるグローバル展開のためには、海外における生産拠点である「DIA RESIBON (THAILAND) CO.,LTD」の設立時より、対象者とともに資本協力関係（平成 26 年 11 月 6 日現在、対象者の出資比率 60%、三菱商事株式会社の出資比率 40%）を有し、海外事業における商社機能を担っている三菱商事株式会社との協力関係が必須と考え、平成 26 年

2月ころから、三菱商事株式会社と協議し、以降、今後の協力関係のあり方の検討及び企業価値を一層向上させることを目的として、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、対象者と対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、対象者と当社の工業機材事業のインフラやリソースを結集させるなど、両社間の連携を密接なものとするのが、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くために必要であり、そのためには、対象者の非公開化により、安定した資本関係のもと、対象者との間でより強固な提携関係を構築し、対象者における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、当社と対象者の経営資源を相互活用し、グループ全体の経営基盤の強化を行っていくことが最善の策である、との結論に至りました。

本取引後、当社は、対象者との間で当社及び対象者が、より緊密な協力体制を構築し、双方が持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えております。これにより、以下のような効果が期待され、対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能となるものと考えております。

(a) 営業力、ブランド価値の向上

当社及び対象者の各々が得意とする汎用砥石と一般砥石の補完関係を活かした製品ラインナップの拡充、及び両社が持つ商流・販売ネットワークの相互活用を図り、世界市場における営業力、ブランド価値の向上を図る。

(b) 開発力、技術力の強化

当社及び対象者が長年培ってきた研究開発やマーケティング機能を活用し、世界市場において高い顧客訴求力とスピード感を有した商品開発、製造技術力の確立を図る。

(c) 生産体制の効率化

当社と対象者のグローバルレベルでの生産拠点の連携や人材交流を含む経営資源の最適配分により効率的な生産体制を構築し、生産能力及び稼働率の向上を図るほか、より高いレベルでの事業継続計画(Business Continuity Plan)の実現を図る。

(d) コスト競争力の強化

共同調達や調達資材の共通化、共同物流機能の実現を通じて、世界市場においてコスト競争力のある事業基盤の構築を図る。

対象者としても、厳しい競争環境の中で更なる成長を目指すために、基礎技術から製品評価に至る総合的な技術力、製品ラインナップ、ブランド力、販売ネットワーク等を強化することが、必要と認識しており、欧米の大手企業のほか、低価格戦略を展開する中国、その他アジアメーカーとのグローバル市場における競争を勝ち抜くうえで、これらの取組みを早期に実現していくことが対象者の更なる成長と企業価値の向上につながるものと考えているとのことです。

このような状況において、対象者は、先述のとおり、平成26年6月、当社からの対象者を連結子会社化し、非公開化することを目的とした公開買付けによる株式取得の提案を受け、本取引が、両社の企業価値向上に資するかについて、検討を進めてきたとのことです。

総合砥石メーカーである当社は、生産技術部門・研究開発部門・商品別技術部門及び加工技術センターを有し、人材も多く、基礎開発から加工・評価に至る一貫した生産体制を構築しており、海外にも広く販路を有しています。対象者は、本取引により、当社の持つ基礎技術とこれらの機能を活用するなどの、収益基盤強化や企業価値向上に資する諸施策を協働して実施していくことで、グローバル市場におけるリーディングカンパニーとしての地位を狙うものと考えたとのことです。

また、対象者は、当社と対象者、並びに三菱商事株式会社が、先述のとおり、長年緊密な提携関係を有しているため、グローバル市場において欧米、中国、その他アジアメーカーとの競争を勝ち抜き、対象者の更なる成長とグローバル市場における地位・基盤を確固たるものとしていくためのパートナーとして最適な組み合わせと考えているとのことです。

また、本取引以降の対象者の事業に係る当社との戦略や将来の事業戦略については、対象者と当社が今後協議の上、決定していくこととなりますが、対象者の事業特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者の事業強化を図ってまいります。また、本取引後も「日本レヂボン」のプレゼンス、ブランド力を継続し、従業員については現在の雇用の継続を前提に、対象者の現在の経営の独立性を維持し、今後、当社と対象者との間で事業シナジーの実現に向けて、鋭意検討していく予定です。

なお、本公開買付けが成立し、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上である場合には、本非公開化手続きを実施した上で、当社は、対象者の現任の取締役に加えて、当社の指名する者を対象者の取締役及び監査役に選任し、当該取締役派遣等を通じて当社と対象者のより緊密な協力体制を構築し、上記に記載の諸施策を図ることで、当社及び対象者双方の企業価値向上に邁進いたします。具体的には、当社は、本非公開化手続きの完了後速やかに対象者において臨時株主総会を開催し、(i)当社が別途指名する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案及び(ii)当社が別途指名する者1名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することを対象者に要請する予定です。

本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数に満たない場合には、対象者の役員及び経営体制を変更することは予定しておりませんが、その場合でも、今後の当社及び対象者双方の企業価値向上に向けて、対象者の事業に係る当社との戦略や将来の事業戦略について対象者と当社で検討・協議することを予定しています。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、平成 26 年 11 月 6 日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了後において当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社は、当社及び三菱商事株式会社が対象者株式全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを企図していますので、その場合には本非公開化手続きを経て東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数に満たない場合には、対象者株式の上場は維持される予定です。

また、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の株式の対価として交付されることになる別個の種類の対象者の株式の上場申請は行わない予定です。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との間で平成 26 年 11 月 6 日付で本公開買付不応募契約を締結し、三菱商事株式会社が、その所有する対象者株式 1,287,000 株の全てについて本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上であることを条件に、本非公開化手続きを実施すること、並びに三菱商事株式会社は、本非公開化手続きが円滑に進むよう、当社及び対象者に協力することを合意しています。

また、本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合には、当該手続の完了後、平成 27 年 4 月以降、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率（対象者の株式の所有割合が当社において 75%、三菱商事株式会社において 25%となることを目処とします。）となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しています。なお、譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額となるよう合意しています。他方、本公開買付けが成立した後で本非公開化手続きを実施しない場合には、本公開買付け後の当社が所有する対象者株式の数は、3,080,334 株未満となり、その所有割合は 46.67%未満となり、三菱商事株式会社が本公開買付け後に所有する対象者株式の数は、1,287,000 株（株式所有割合 19.50%）となります。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて、対象者の自己株式及び三菱商事株式会社が本公開買付けに応募しなかった対象者株式を除いた対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となることを条件として、以下の方法により、当社が当社及び三菱商事株式会社の所有する対象者株式並びに対象者の自己株式を除く対象者株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者において平成 27 年 2 月ころを目処として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、(i)対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、(ii)対象者株式の全てに全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び(iii)全部取得条項が付された対象者株式の全部（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれの議案を付議するよう対象者に要請する予定です。また、上記(i)が本臨時株主総会において承認され、上記(i)に係る定款の一部変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記(ii)に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会における上記(ii)に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記(ii)に係る定款の一部変更を行うことを付議議案とする本種類株主総会の開催を対象者に対して要請をする予定です。なお、当社及び三菱商事株式会社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式の全てに全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、平成 26 年 11 月 6 日現在において未定ですが、当社及び三菱商事株式会社が対象者の発行済株式（ただし、対象者の自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、当社及び三菱商事株式会社を除きます。）に対し交付しなければならない対象者の株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記(iii)の全部取得条項が付された対象者の株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対して当該株式の取得の価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の全てを取得するのと引き換えに対象者の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び三菱商事株式会社による対象者株式の所有状況並びに当社及び三菱商事株式会社以外の対象者の株主による対象者株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、対象者の各株主に最終的に交付されることになる金銭の額については、本公開買付け価格と同一となるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得が、対象者の株主の皆様のご意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合には、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得の実施につき対象者の株主の皆様のご十分な理解が得られたものと判断し、本非公開化手続を実施しますが、基準株式数に満たない場合には、当該実施を見合わせます。その場合において、当社が対象者株式を追加で取得することは予定していません。

(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの検討を開始した平成26年6月9日現在及び平成26年11月6日現在のいずれにおいても、対象者は当社の連結子会社ではありませんが、平成26年6月9日現在、当社、三菱商事株式会社の合計で対象者株式2,699,000株(株式所有割合40.89%)を所有していたこと、対象者取締役6名のうち種村均氏が当社の代表取締役会長を兼任し、小佐々博之氏が当社と本公開買付け不応募契約を締結している三菱商事株式会社の従業員を兼任していることから、本公開買付け価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社及び対象者は、以下のようないしは措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の取得
- ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意
- ⑥ 本公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細につきましては、下記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び同「② 算定の経緯」をご参照下さい。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが、買付予定数の下限

を設定していなくても、本公開買付けの公正性を担保するための上記①乃至⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得については、対象者の株主の皆様のご意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合に限り、上記の全部取得条項付種類株式による対象者株式の取得の実施につき対象者の株主の皆様のご十分な理解が得られたものと判断し、本非公開化手続きを実施します。

(6) 第三者への譲渡について

当社は、本公開買付けに対して応募された対象者株式の総数が基準株式数以上となる場合には、本非公開化手続きを実施し、当社及び三菱商事株式会社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを企図しています。また、本公開買付不応募契約において、当社及び三菱商事株式会社は、本非公開化手続きを実施する場合には、当該手続の完了後、平成 27 年 4 月以降、当社から三菱商事株式会社に対して、当社及び三菱商事株式会社間において別途合意した出資比率（対象者の株式の所有割合が当社において 75%、三菱商事株式会社において 25%となることを目処とします。）となるように対象者の株式の譲渡を行うことを合意しています。なお、譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額となるよう合意しています。三菱商事株式会社は、地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業等の事業を営んでおりますが、当社は三菱商事株式会社が対象者の株式を所有し続けることにより、三菱商事株式会社の業界における人脈、顧客基盤等を通じて対象者の企業価値の向上に向けた砥石業界における今後の戦略的な取組みを深化させていくことができると考えております。なお、当社と三菱商事株式会社との間に資本関係はありません。平成 26 年 11 月 6 日現在において、三菱商事株式会社は対象者株式を 1,287,000 株（株式所有割合 19.50%）所有しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	日本レジボン株式会社	
② 所 在 地	大阪市西区北堀江 1 丁目 22 番 10 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 洞口 健一	
④ 事 業 内 容	砥石の製造及び販売、機械工具及び関連機器の販売、ガラスクロス製品の処理加工及び砥石材料の販売	
⑤ 資 本 金	1,128,200 千円（平成 26 年 9 月 30 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 33 年 2 月 4 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 3 月 31 日 現在)	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	21.39%
	三菱商事株式会社	19.50%
	群栄化学工業株式会社	6.39%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.50%
	日本生命保険相互会社	3.43%
	株式会社TKX	2.73%
	レジボン従業員持株会	2.63%
	株式会社近畿大阪銀行	2.24%
	今立 康一	1.67%
明治安田生命保険相互会社	1.26%	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は、対象者株式 1,412,000 株を直接保有しており、間接保有分 11,000 株を含めた場合、対象者の発行済株式総数（6,600,000 株）の 21.56%を保有しております。	

人 的 関 係	当社の代表取締役会長である種村均氏が対象者の社外取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社は対象者が製造する汎用砥石の補強材となるガラスクロスを仕入れ、当社は対象者から砥石の製造を受託しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、対象者を持分法適用関連会社としており、対象者の関係当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成26年11月6日（木曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成26年11月7日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成26年11月7日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年11月7日（金曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（29営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年12月19日（金曜日）まで（30営業日）となります。

(3) 買付け等の価格

対象者株式1株につき、920円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関であり、当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	589円から606円
類似会社比較分析	592円から888円
DCF分析	800円から1,035円

まず市場株価分析では、平成26年11月4日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日の普通取引終値605円、直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値604円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値606円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値589円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を589円から606円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を592円から888円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を800円から1,035円までと分析しております。

なお、DCF分析の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成28年3月期において、インドネシア大統領選挙によるインドネシアの国内経済の減速による影響が改善されるとともに、各種原価低減策の実行により収益体質の改善が見込まれること等により増益が見込まれるためであるとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、対象者株式の株式価値の分析に際し、当社若しくは対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、対象者とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の分析は、平成26年11月5日までの上記情報を反映したものであります。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者株式の市場価格に合理的なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり920円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり920円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の直近取引成立日である平成26年11月4日の東京証券取引所における対象者株式の普通取引終値605円に対して52.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成26年10月6日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値604円に対して52.3%、過去3ヶ月間（平成26年8月5日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値606円に対して51.8%、過去6ヶ月間（平成26年5月7日から平成26年11月4日まで）の普通取引終値の単純平均値589円に対して56.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格決定に至る経緯）

当社と対象者は、平成26年6月初旬の当社の提案を契機として、当社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人西村あさひ法律事務所を選任した上で、対象者は、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任した上で、両社の更なる企業価値向上を目的とし、複数回に亘る協議を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者、対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、当社と対象者の間でより安定した資本関係を構築することにより、対象者と当社の工業機械事業のインフラやリソースを結集させ、両社の連携をより強化することが、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くために必要であるとの結論に至り、当社は平成26年11月6日の取締役会の決定によって、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関であり、当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

(意見の概要)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、市場株価分析、類似会社比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	589円から606円
類似会社比較分析	592円から888円
DCF分析	800円から1,035円

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映されていると考えられる対象者株式の市場価格に合理的なプレミアムを付した買付価格を対象者の既存の株主の皆様に対し提示することが相当であると判断し、最終的に平成26年11月6日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり920円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

(i) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者、三菱商事株式会社から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーでもある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、対象者の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者、三菱商事株式会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書の概要については、上記「①算定の基礎」をご参照下さい。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者、三菱商事株式会社及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社に対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです（なお、大和証券株式会社は、対象者、三菱商事株式

会社及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。)

大和証券株式会社は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値算定を行い、対象者は大和証券株式会社から平成26年11月5日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	589円から606円
類似会社比較法	531円から728円
DCF法	716円から983円

まず市場株価法では、平成26年11月4日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の算定基準日の終値605円、直近1ヶ月間の終値単純平均株価604円（小数点以下四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月間の終値単純平均株価606円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価589円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を589円から606円までと算定しているとのことです。

次に類似会社比較法では、対象者の主要事業である砥石事業と比較的類似する事業を手掛ける上場会社のうち、理研コランダム株式会社、天龍製鋸株式会社、兼房株式会社、株式会社岡本工作機械製作所、旭ダイヤモンド工業株式会社、日進工具株式会社、株式会社和井田製作所、ミクロン精密株式会社、株式会社太陽工機及びユニオンツール株式会社を類似会社として抽出し、EBITDAマルチプルを用いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を531円から728円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成27年3月期から平成31年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を716円から983円までと算定しているとのことです。割引率は対象者及び対象者の完全子会社である株式会社菱和において7.71%～8.60%、対象者の連結子会社であるDIA RESIBON (THAILAND) CO., LTDにおいて12.57%～15.16%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は対象者及び株式会社菱和において0.00%～1.00%、DIA RESIBON (THAILAND) CO., LTDにおいて5.00%～6.00%として算定されているとのことです。

また、DCF法の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成28年3月期において、インドネシア大統領選挙によるインドネシアの国内経済の減速による影響が改善されるとともに、各種原価低減策の実行により収益体質の改善が見込まれること等により増益が見込まれるためであるとのことです。

なお、本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、株式価値の基礎とされた財務予測等に加味していないとのことです。DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下の通りです。

(単位：百万円)

	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
売上高	15,352	16,776	17,571	18,030	18,479
営業利益	653	898	1,145	1,220	1,292
EBITDA	1,289	1,548	1,743	1,798	1,863

(iii) 対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引における意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び三菱商事株式会社との間に利害関係のない対象者の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている甲谷隆和氏に対し、(a) 本取引の内容及び目的、(b) 本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、

(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性並びに (d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

甲谷隆和氏は、平成 26 年 10 月 6 日から平成 26 年 11 月 6 日までの間、対象者及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所へのインタビューの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、大和証券株式会社から取得した株式価値算定書の結果を踏まえて本公開買付価格についての検討を行うなど、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

対象者は、このような慎重な検討を重ねた甲谷隆和氏から、平成 26 年 11 月 6 日に、当社において本取引が適法に実行されること及び対象者において本取引に関連する法的手続きが適法に実行されることを前提にすると、(a) 本取引の目的としては、当社、対象者及び対象者の第二位の株主である三菱商事株式会社との永年の友好関係を維持しつつ、当社と対象者の間でより安定した資本関係を構築することにより、対象者と当社の工業機材事業のインフラやリソースを結集させ、両社の連携をより強化し、グローバル競争に勝ち抜き、砥石業界において確固たる地位を築くこととされており、その目的は合理的と認められ、本取引が対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するものと判断する、(b) 本取引に係る交渉過程については、(i) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、(iii) 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、(iv) 本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがある取締役 2 名における当社との間の対象者の立場での協議及び交渉への不関与並びに対象者の平成 26 年 11 月 6 日付の取締役会における議案の審議及び決議への不参加及び(v) 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保といった措置が講じられていることからすれば、その手続は公正であると判断する、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価については、(i) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であること、(ii) 本公開買付価格は、大和証券株式会社による対象者株式の株式価値の算定結果を参考とし、また、大和証券株式会社の助言を受けながら、当社と対象者が対等な立場で協議・交渉を複数回行った上で、当該算定結果の範囲内で決定されていること（なお、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回っている。）及び(iii) 本公開買付価格は、対象者株式の市場価格に相応のプレミアムを付した価格であり、過去 5 年間に於ける対象者株式に係わる取引が成立した全ての日に於ける対象者株式の高値を上回る価格であることから、妥当な価格であると判断する、また、本公開買付け後に予定されている二段階買収の際に対象者の少数株主に交付される対価は、本公開買付価格に各少数株主が所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になることが予定されており、本公開買付価格が妥当な価格であることから、上記対価も妥当な価格であると判断する、したがって、本取引により当社の少数株主等に交付される対価は、妥当と判断する、(d) これらを踏まえれば、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を入手したとのことです。

(iv) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、三菱商事株式会社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けているとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、大和証券株式会社より取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言及び上記対象者と利害関係を有しない社外監査役からの意見を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件につ

いて慎重に協議、検討を行った結果、(i) 本取引を通じて、対象者の企業価値を向上させることが可能となるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の決議については、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、対象者の取締役全 6 名（うち 2 名は社外取締役）のうち、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役 4 名の全員一致により決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、種村均氏は、当社の代表取締役会長を兼任しており、また小佐々博之氏は当社と本公開買付不応募契約を締結している三菱商事株式会社の従業員を兼任しているため、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、当社との間で対象者の立場において協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会における議案の審議及び決議には一切参加していないとのことです。さらに、上記取締役会には対象者の全ての監査役（全 4 名）が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(vi) 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社と対象者は、当社以外の買付者が実際に出現した場合に、当該買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。このように、当社及び対象者は、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特に本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,851,673 株	一株	一株

(注1) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 26 年 8 月 12 日に提出した第 58 期第 1 四半期報告書に記載された平成 26 年 6 月 30 日現在の発行済株式数（6,600,000 株）から、(i) 本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第 1 四半期報告書に記載された平成 26 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式（49,327 株）、(ii) 平成 26 年 11 月 6 日現在三菱商事株式会社が所有しており本公開買付けに応募する予定のない対象者株式（1,287,000 株）、及び (iii) 平成 26 年 11 月 6 日現在公開買付者が所有する対象者株式（1,412,000 株）を控除した株式数（3,851,673 株）になります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	14,120 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	15,120 個	(買付け等前における株券等所有割合 23.08%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	38,516 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	65,501 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,851,673株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改定を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、本公開買付けに応募する予定のない三菱商事株式会社が所有する株式数(1,287,000株)を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、各特別関係者が所有する株券等の議決権の数(ただし、三菱商事株式会社の所有する株券等に係る議決権の数(12,870個)を除きます。)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成26年8月12日に提出した第58期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数(6,600,000株)から、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(49,327株)を控除した株式数(6,550,673株)に係る議決権の数(65,506個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 3,543,539,160 円

(注) 買付代金は、買付予定数(3,851,673株)に1株当たりの買付価格(920円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
 カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成26年12月26日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年12月29日(月曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の

場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改定を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び②対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<http://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<http://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の 16

時 00 分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 11 月 7 日

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

上記「1. 買付け等の目的等」「(1) 買付け等の目的」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(2) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 11 月 6 日開催の対象者取締役会において、大和証券株式会社により取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言及び対象者と利害関係を有しない社外監査役からの意見を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、(i) 本取引を通じて、対象者の企業価値を向上させることが可能となるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の決議については、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、対象者の取締役全 6 名（うち 2 名は社外取締役）のうち、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役 4 名の全員一致により決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」をご参照下さい。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」「(1) 買付け等の目的」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

③ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信の公表

対象者は、平成 26 年 11 月 6 日に、「平成 27 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当該第 2 四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(i) 損益の状況 (連結)

会計期間	平成 27 年 3 月期 (第 58 期第 2 四半期連結累計期間)
売上高	7,588,177 千円
売上原価	5,885,711 千円
販売費及び一般管理費	1,464,406 千円
営業外収益	52,663 千円
営業外費用	50,296 千円
四半期純利益	135,568 千円

(ii) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成 27 年 3 月期 (第 58 期第 2 四半期)
1 株当たり四半期純利益	20.70 円
1 株当たり配当額	7.50 円

② 配当予想の修正

対象者は、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 27 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が平成 26 年 11 月 6 日に公表した「平成 27 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上